

## 第 4 5 号議案

足立区知的障害者大谷田グループホーム条例

上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 6 月 7 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区知的障害者大谷田グループホーム条例

( 目的 )

第 1 条 この条例は、足立区知的障害者大谷田グループホーム(以下「グループホーム」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定め、もって知的障害者の社会参加及び自立を促進し、知的障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

( 名称及び位置 )

第 2 条 グループホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 足立区大谷田グループホーム

位置 東京都足立区大谷田一丁目 4 4 番 3 号

( 施設の種類 )

第 3 条 グループホームは、知的障害者福祉法(昭和 3 5 年法律第 3 7 号。以下「法」という。)第 4 条第 1 0 項に規定する知的障害者地域生活援助事業を行うための施設とする。

( 事業 )

第 4 条 グループホームは、第 1 条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

( 1 ) 知的障害者に生活の場を提供し、日常生活を営むために必要な  
援護、指導を行うこと。

( 2 ) 前号に掲げるもののほか、グループホームの目的を達成するた  
めに必要な事業

( 通年開業 )

第5条 グループホームは、通年開業とする。

(利用者の範囲)

第6条 グループホームを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 法第15条の6第5項に規定する居宅受給者証の交付を受けている者

(2) 法第15条の32第1項の規定による措置に係る者

(利用の申請及び承認等)

第7条 グループホームの利用を希望する者又はその保護者(配偶者、親権者及び成年後見人等で前条に規定する者を現に保護するものをいう。)は、規則で定める手続により申請し、第16条の規定によりグループホームの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する承認をしないものとする。

(1) 利用者が定員に達したとき。

(2) 感染症に罹患しているとき。

(3) 医療機関等で専門的な治療を要する疾患又は障害を有すると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、グループホームの管理上支障があると認められるとき。

(利用定員及び利用期間)

第8条 グループホームの利用定員及び利用期間は、規則で定める。

(利用料金)

第9条 利用者は、次に掲げる額を利用料金として指定管理者に納付しなければならない。

(1) 法第15条の5第3項の規定により厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において区長が定める基準により算定し

た額

- ( 2 ) 前号に掲げるもののほか、グループホームの利用に係る費用で利用者に負担させることが適当であるもののうち区長が承認した額

2 利用料金の納付の時期その他納付に関し必要な事項は、規則で定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

( 利用料金の不還付 )

第 1 0 条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

( 利用権の譲渡等の禁止 )

第 1 1 条 利用者は、グループホームを利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

( 退去 )

第 1 2 条 利用者は、グループホームの利用をやめようとするときは、30 日前までに指定管理者に届出をしなければならない。

( 承認の取消し等 )

第 1 3 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条第 1 項に規定する利用の承認を取り消すことができる。

( 1 ) 偽りその他不正の手段により第 7 条第 1 項に規定する利用の承認を受けたとき。

( 2 ) 正当な理由がなく、3 箇月以上利用料金を滞納したとき。

( 3 ) 利用者が第 6 条に規定する要件を欠くに至ったとき。

( 4 ) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。

( 5 ) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に不適當であると認めるとき。

( 原状回復の義務 )

第 1 4 条 指定管理者は、第 1 7 条第 3 項に規定する指定の期間が満了したとき又は第 1 8 条の規定により指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、グループホームを退去しようとするときは、退去時までにその居室を原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の承認を取り消されたときも同様とする。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

( 損害賠償の義務 )

第 1 5 条 指定管理者又は利用者は、グループホームの施設又は附帯設備に損害を与えたときは、区長が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償の額を減額し、又は免除することができる。

( 指定管理者による管理 )

第 1 6 条 グループホームの管理に関する業務は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 2 条に規定する社会福祉法人で、区長が指定する指定管理者に行わせることができる。

( 指定管理者の指定 )

第 1 7 条 前条の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

( 1 ) 第 4 条に規定する業務に関して相当の知識及び経験を有する

者を当該業務に従事させることができること。

( 2 ) 安定的な経営基盤を有していること。

( 3 ) 法その他の関係法令及びこの条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な施設運営ができること。

( 4 ) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める基準

3 区長は、前項の規定による指定をするときは、安定的なサービス提供の確保及び効率的な施設運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

( 指定管理者の指定の取消し )

第 1 8 条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 2 項の規定による指定を取り消すことができる。

( 1 ) 前条第 2 項各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。

( 2 ) 第 2 0 条に定める管理の基準を遵守しないとき。

( 3 ) 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。

( 4 ) 前 3 号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

( 指定管理者の業務の範囲 )

第 1 9 条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

( 1 ) 第 4 条に規定する事業

( 2 ) 施設等の維持管理に関する業務

( 3 ) 前 2 号に掲げるもののほか、区長がグループホームの管理に必要と認める業務

( 管理の基準 )

第 2 0 条 指定管理者は、法その他の関係法令及びこの条例の規定を遵守し、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及びグループホームの業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、グループホームを利用する者の個人情報適切

に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、グループホームの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。第17条第3項に規定する指定の期間が満了し、若しくは第18条の規定により指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第16条及び第17条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行日以後のグループホームの利用に係る利用の承認その他の利用に関する手続については、施行日前に指定管理者(指定管理者の指定がされるまでの間は、区長)がこれを行うことができる。

(提案理由)

大谷田グループホームを開設する必要があるので、この条例案を提出いたします。